

重層的支援体制整備事業の概要 (厚生労働省資料 (抜粋))

(参考) 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 [「ニッポン一億総活躍プラン」\(閣議決定\)に地域共生社会の実現が盛り込まれる](#)
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 [社会福祉法改正案\(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案\)を提出](#)
[「「地域共生社会」の実現に向けて\(当面の改革工程\)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定](#)
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 [改正社会福祉法の施行](#)
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 [社会福祉法等改正法案\(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案\)を提出](#)
- 6月 [改正社会福祉法の可決・成立](#)
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態になりひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

**I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による
支援を実施**

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づ
くりの実施体
制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

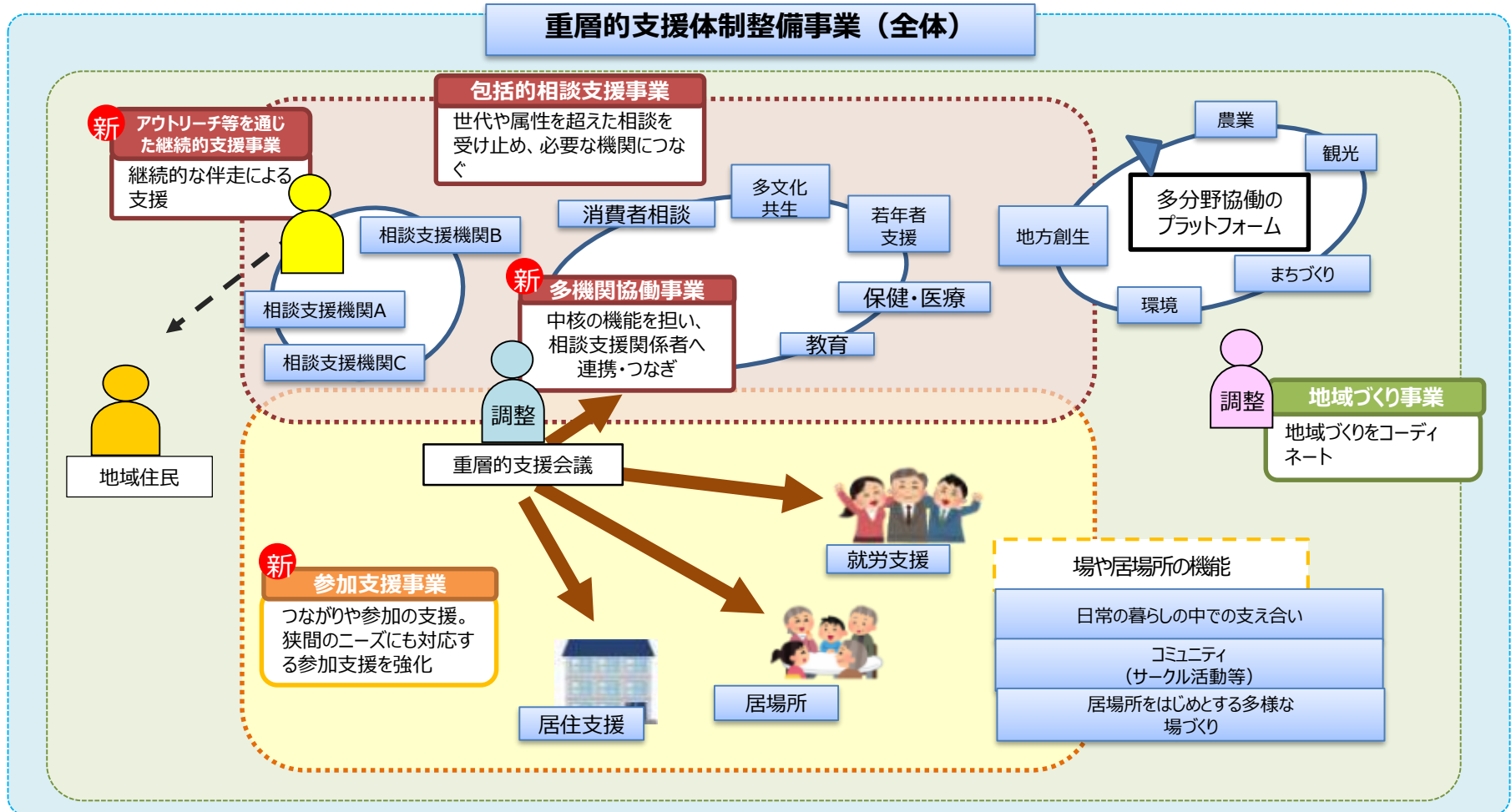
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

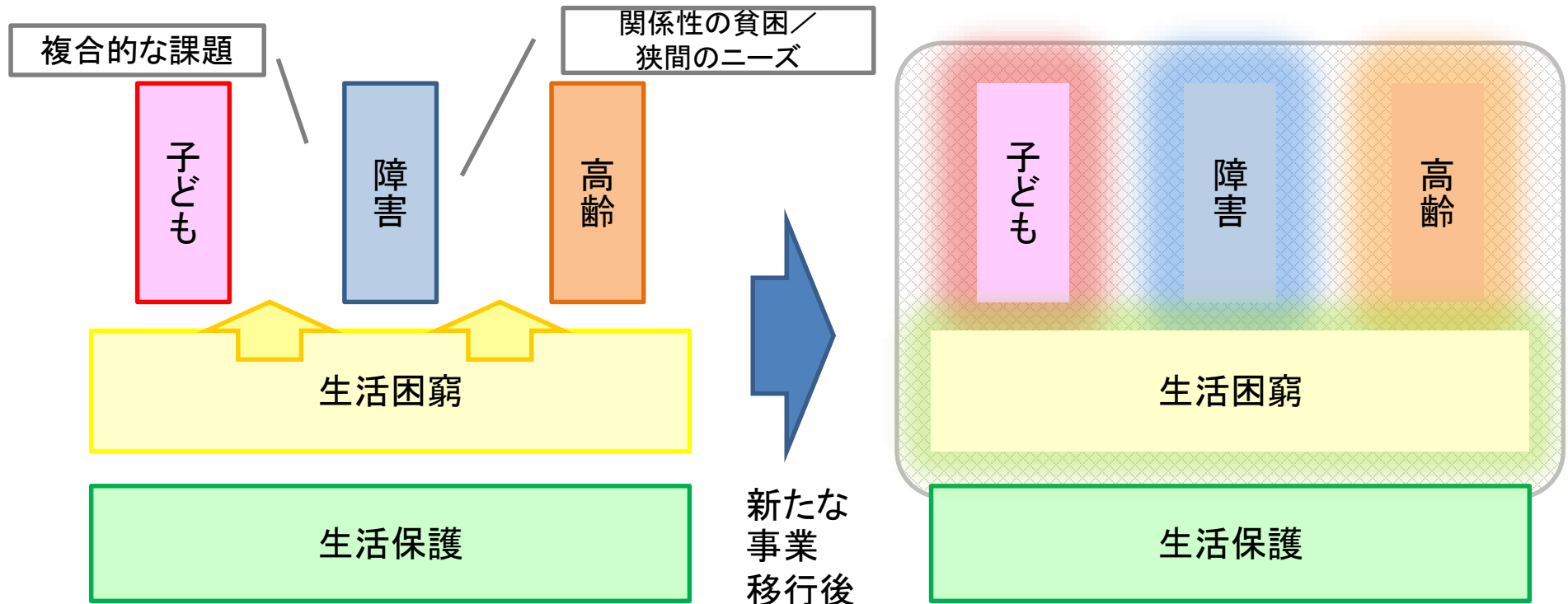
重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



重層的支援体制整備事業の意義

- 市町村全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
 - 各分野で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携し市町村全体の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



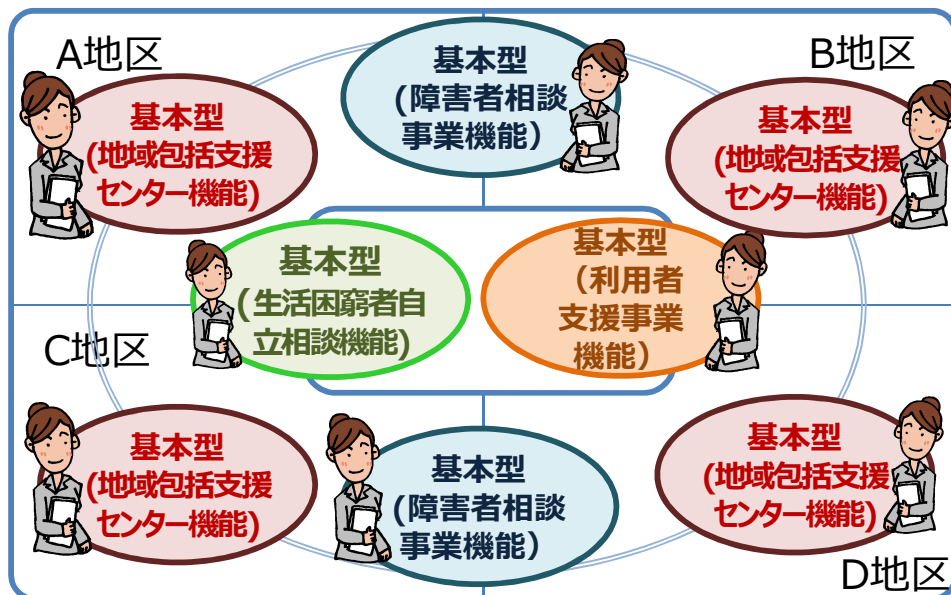
重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型（例）

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、
 - ・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
 - ・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるものなど様々な形態が想定される。
- 設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、どのような実施体制とするか、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討いただくもの。

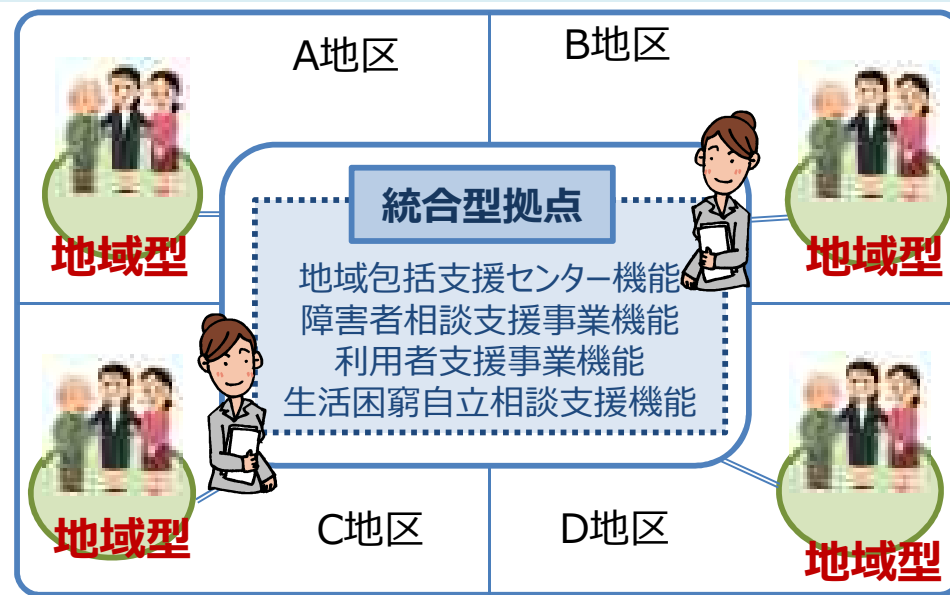
類型	内容
基本型事業・拠点	○単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○複数分野（最大４分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、４分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

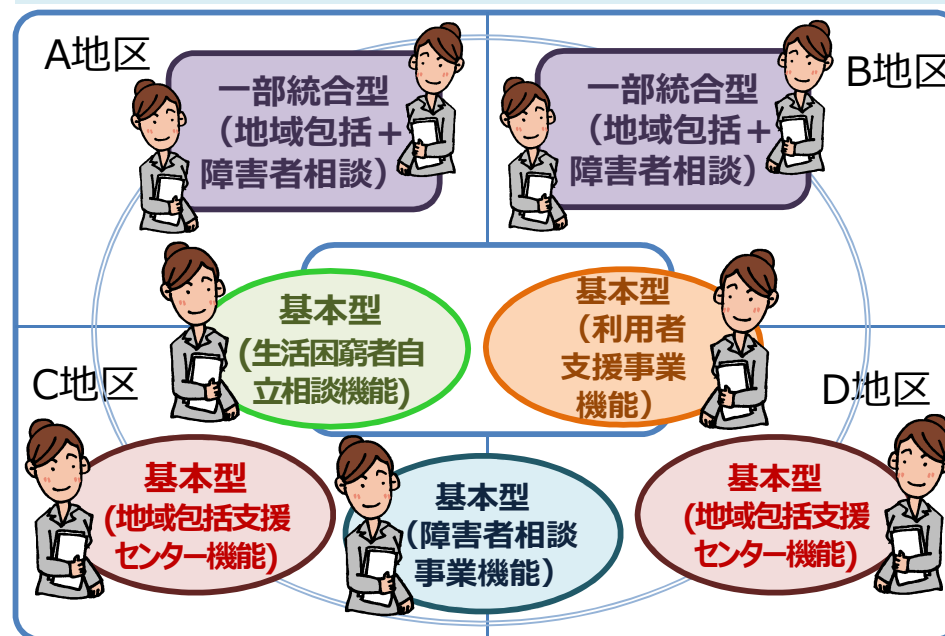
既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

多機関協働事業とは（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

多機関協働事業の目的

○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

多機関協働事業の基本的な役割

- 多機関協働事業者は支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援する。
- 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

多機関協働事業の事業内容（概略）

包括的相談支援事業者などからのつながり

相談受付

- 複合化、複雑化したニーズを有する等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付け、支援を行う。
- 原則として本人に相談受付申込票を記入してもらい申込（本人同意）を得る。

アセスメント

※

包括的支援事業者等に必要な情報収集を依頼し、収集した情報をもとにインテーク・アセスメントシートにまとめる

プラン作成

※

アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。

支援の実施

※

プランに基づき、支援関係機関がチーム一体となって必要な支援を行う。

終結

本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援機関の役割分担の合意形成ができた段階で、一旦、多機関協働事業者の関わりは終結する。
（終結後に支援の主担当を設定し、伴走支援する体制を確保）

※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

アウトリーチ等事業の目的

- **支援が届いていない人に支援を届ける**
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける**
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

アウトリーチ等事業の基本的考え方

- ・ 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業
- ・ 本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う。

アウトリーチ等継続的支援事業の支援内容（概略）

支援関係機関や地域住民等を通じた情報収集

潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。

事前調整

本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する。

※ 必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた支援会議にてプラン等作成

関係性構築に向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供するなどの継続的な対応を行う。

家庭訪問や同行支援

本人と出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係機関等につながることで困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。

終結

本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で支援終結

参加支援事業とは（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

参加支援事業の目的

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援（※）では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていること

※ 広義の「参加支援」は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見いだすために多様な接点を確保することを目的とした支援である。

既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や、生活困窮分野における就労準備支援事業などにおいて、参加支援に資する取組が行われている。

参加支援事業の支援内容（概略）

相談受付・ プラン作成

重層的支援会議において事業の利用が必要と判断された者について相談受付を行った後、アセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成

資源開発・ マッチング

- ・ 本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。
- ・ 支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかける等、既存の社会資源の活用方法の拡充を図り、多様な支援メニューをつくる。
- ・ マッチングを行う場合に、受入先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。

定着支援・ フォローアップ

- ・ 本人が新たな環境で居場所を見いだせるか、受入先等に定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。
- ・ 受入先に対しても、必要に応じて、本人との関わり方などに関して、本人と受入先の環境調整を行う。

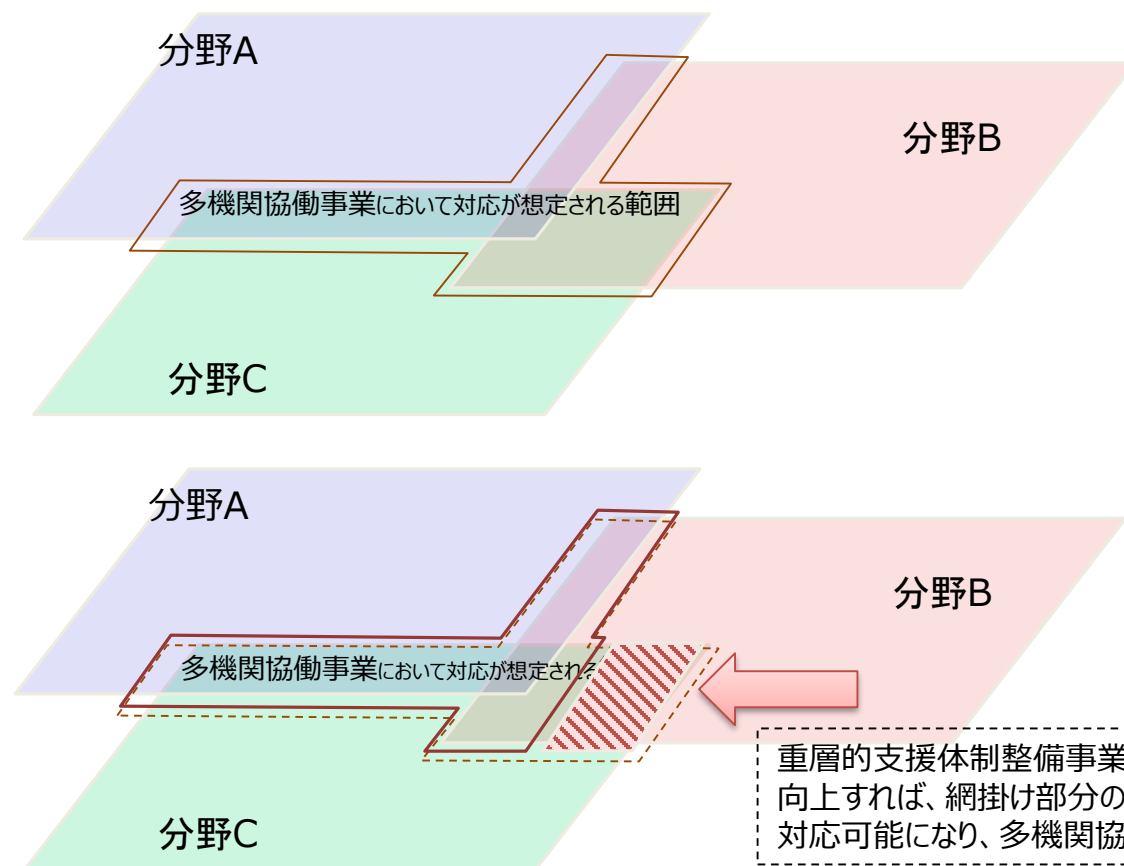
終結

社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したと判断した段階で終結となる。

※ 終結後も定期的な連絡を行うなど、つながりを維持に向けた働きかけを行う。

重なっている部分がこの事業のターゲット

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（**重層的な部分**）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための**支援体制を整備**しようとするのが本**事業**の狙い。



① 具体的な対象範囲を知るために

まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」を把握、関係者間で共有することが大切

潜在的なニーズや狭間のニーズを抱える事例についても関係者間での共有することも重要



② 困難事例の押し付けにしないために

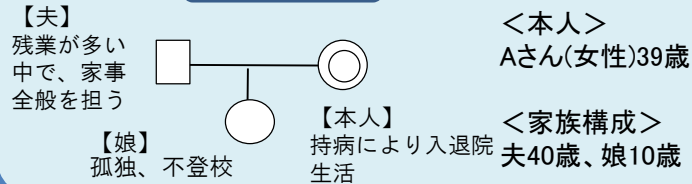
多機関協働を中心として、各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、最終的には多機関協働事業者が担うべき守備範囲の縮小こそ、本事業の目標。

個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる。

重層的支援体制整備事業の成果で分野Bの課題対応力が向上すれば、網掛け部分の課題については、分野Bの中で自ら対応可能になり、多機関協働事業の範囲は縮小。

新たな事業において実施が期待される支援について

家族構成



◆ 支援のきっかけ

- Aさん(本人)は、持病を抱え入退院を繰り返している。自身の身の回りのことは何とかできるが、家事などは困難である。
- 夫(40歳)や娘(10歳)に負担をかけていることを心苦しく思い、病院のソーシャルワーカーに相談したことを契機として、新しい事業における相談窓口の支援員につながる。

＜相談の始まり＞

- ・ 支援員がアウトリーチをしながら、Aさんと面接。課題が以下のとおり明らかになる。
 - 夫がAさんの看病や家事全般を担い疲れている。
 - 娘は寂しい思いをしているほか、最近、不登校気味である。
 - Aさん自身も持病を抱え苦しんでいるが、吐露できる人がおらず辛い。

＜相談後すぐに行った支援＞

- ・ Aさんの心のケアや夫の看病疲れの軽減のため、短期のレスパイトケアを提案。
- ・ 各種施設を確認したところ、直ぐに入所できるところがなかったため、支援員から依頼を受けた参加支援の役割を担う法人が、地域で一時生活支援事業を行う法人に施設を制度外で利用できるように依頼し、一時的な入所が実現。この際、Aさんの病状管理のため、医療機関とも連携を図り安心して入所できる体制を構築する。

＜その後の経過＞

- ・ Aさん家族が暮らす地域は、以前から、地域住民同士のつながり作りを目的とした、「場」づくりが活発であり、その場においてAさん家族のことや子どもの孤食が話題となり、子どもも気軽に立ち寄れる食堂を作ることとなる。
- ・ 娘も、放課後に当該食堂を利用するようになる。

＜断らない相談支援の効果＞

- Aさんが一人で抱え込んでいた複合的な課題が、支援員とのやりとりを通じて、解きほぐされ、寄り添った、継続的支援につながる。

＜参加支援の効果＞

- 地域の法人に働きかけを行い、既存の施設を活用して、Aさんのレスパイトケアのニーズに対応したスピーディーな支援を実現。

＜地域づくりに向けた支援の効果＞

- 地域の中で住民のニーズも踏まえた新たな活動が立ち上がり、支え合いの関係性が作られた。
- 課題を有する住民の存在を早期に見出す機能が醸成された。

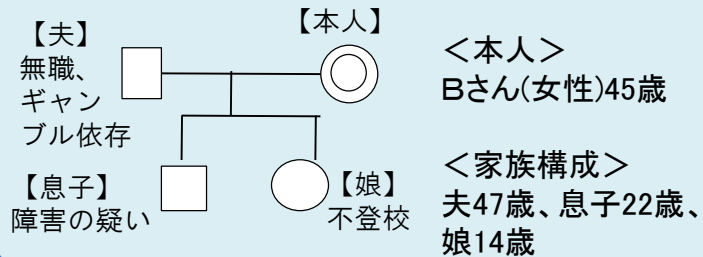
3つの支援を組み合わせることによる効果

- 相談機関はアウトリーチもしながら、世帯全体に関わる複合的な課題を包括的に受け止め、ニーズに対応したスピーディーな支援(参加支援)を提供でき、結果として、課題が深刻化する前に世帯全体を立て直す見通しを立てることができた。
- また、地域づくりに向けた支援を通じて、住民のニーズも踏まえた新たな地域活動が創出され、Aさん家族の課題も地域で早期に受け止められるようになった。

複合的な課題を抱える家族への支援事例

令和元年12月26日
地域共生社会推進検討会
最終とりまとめ(概要)資料

家族構成



支援のきっかけ

- 娘(14歳)が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母(本人)に連絡。
- 担任教諭が母(本人)と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。
- 話を聞いた担任教諭は、母(本人)の困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったら良いか分からず新たな事業の連携担当職員に連絡。

支援内容

＜支援開始＞

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が本人や娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。

＜家族が抱える多様な課題を時間をかけて解きほぐす＞

- 初回の面談では、課題が複合的であるため、本人自身混乱していた。その後、連携担当職員が本人の心の揺らぎに寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。



- (本人) 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。
- (夫) 飲食店を経営していたが、不況のあおりを受けて倒産し目標を失う。昼から飲酒し、パチンコに通う生活が続いている。
- (息子) 高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返しており自信を失っている。障害の疑いがある。
- (娘) 父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校気味。生活のリズムが乱れ、授業にもついていけない。
- (地域との関係性) 夫が無精ひげを生やして昼からお酒を飲んで歩いたり、夫婦喧嘩が絶えないため、近隣の人から疎まれ地域から孤立。

＜多機関との連携による支援＞

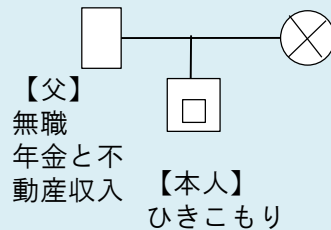
- 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図りながら、家族への個別の支援を行う。

効果

- 本人に寄り添いながら丁寧に伴走支援をすることにより、世帯全体の複合的な課題を整理することができ、今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけるようになった。
- 複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった。

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

家族構成



<本人>
Aさん(男性)51歳

<家族構成>
父79歳

支援のきっかけ

- 地域包括支援センターのケアマネジャーが、新たな事業の連携担当職員に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
- ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
- Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。多機関の支援員等が集まる会議に諮りAさんや父へのアプローチ方法を検討。
⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

<Aさんへの支援>

- 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。
- 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。

<父親の支援(医療ソーシャルワーカーとの連携)>

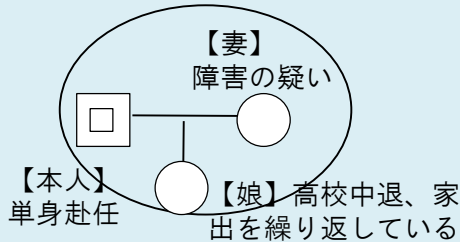
- 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。



効果

- 新たな事業の連携担当職員が関わったことにより、**世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのAさんの課題を包括的に受け止められた。**
- ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。**連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がなされ**Aさんと父親の支援が円滑に進んだ。

家族構成



<本人>
Cさん(男性)35歳
<家族構成>
妻35歳、娘18歳

支援のきっかけ

- 本人（35歳）は、単身赴任。自宅に残っている家族に以下のような課題があるとのことで、新しい事業の相談窓口を訪れた。
 - ・ 娘（18歳）は、高校を中退し家出を繰り返している。
 - ・ 妻（35歳）は障害の疑いがある。娘との関係性が悪化している

課題の整理

<課題の概要>

娘	・ 高校を中退し、両親との喧嘩が増え、家出を繰り返している。
妻	・ 障害の疑いがあり、仕事をしても続かず、落ち込んでいる。 ・ 娘との関係性が悪化している。
本人	・ 単身赴任中のため、週1回程度しか帰省できない。 ・ 娘を強く叱責してしまい、口を利かなくなっている。

支援の実施

参加支援を担う法人は、多機関協働の中核を担う支援員と連携を図り、本人の状態に寄り添いながら以下のとおり地域の施設や関係者に働きかけるなど、コーディネートを行った。

<娘>

- 両親との喧嘩が絶えないため、一定の距離をとる必要があることから、娘の了解の下、多機関協働の中核を担う支援員とも情報共有をしながら、地域のシェルターの空き状況や入居者の年齢層等を調査。その中で娘が安心して暮らせそうな民間のシェルターが見つかったため、そのシェルターに打診し、一時的な受け入れを行ってもらう。

<妻>

- 妻は就労意欲が高かったが、その前段階として就労に向けた準備が必要な状況であったため、妻と相談のうえ制度外で短期間のみ就労準備支援事業に通うようになる。
- 同時に、参加支援を担う法人は、妻に合った職場を見つけるため、地域の中小企業を丁寧に回り企業側のニーズも聞きながら企業開拓を行う。その中で妻を受け入れてくれる企業が見つかり、就職が実現する。

効果

- 参加支援を担う法人が、地域の施設や関係者に働きかけて、コーディネートしたことにより、個別性の高い多様なニーズに柔軟に応えることができた。
- 既存の社会資源を最大限に活用した支援を行ったことにより、支援を通じて地域の社会資源を充実していくことにも寄与した。

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（134自治体）

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町
	鷹栖町	東京都	市原市		亀山市	岡山県	岡山市
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市
	音更町		世田谷区		いなべ市	広島県	呉市
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市
青森県	鰯ヶ沢町		八王子市		伊賀市		廿日市市
岩手県	盛岡市	神奈川県	立川市	滋賀県	御浜町	山口県	宇部市
	遠野市		狛江市		長浜市		長門市
	矢巾町		西東京市		守山市	香川県	高松市
	岩泉町		鎌倉市		甲賀市		さぬき市
秋田県	能代市	富山県	茅ヶ崎市		野洲市	愛媛県	宇和島市
	大館市		逗子市		高島市		高知市
	湯沢市	石川県	富山市	大阪府	米原市	高知県	中土佐町
	由利本荘市		氷見市		竜王町		大牟田市
山形県	山形市	福井県	金沢市		豊中市	福岡県	久留米市
福島県	福島市		小松市		枚方市		八女市
	須賀川市	山梨県	越前市		高石市		糸島市
茨城県	古河市		坂井市		東大阪市	佐賀県	岡垣町
	東海村	長野県	甲州市		大阪狭山市		佐賀市
栃木県	栃木市		飯田市	兵庫県	阪南市	熊本県	大津町
	市貝町		伊那市		太子町		中津市
	野木町	岐阜県	岐阜市		姫路市	大分県	津久見市
群馬県	太田市		関市		尼崎市		竹田市
	みどり市	静岡県	函南町		芦屋市		杵築市
	上野村		岡崎市	奈良県	加東市	宮崎県	都城市
	玉村町	愛知県	春日井市		三郷町		日向市
埼玉県	川越市		豊田市	和歌山県	川上村		三股町
	狭山市		稲沢市		和歌山市	※134自治体 うちR3重層事業 42自治体 うちR3移行準備事業 78自治体 うちモデル事業実施 99自治体	
	草加市		東海市	鳥取県	鳥取市		
	越谷市		大府市		米子市		
	桶川市		知多市		智頭町		
	ふじみ野市		豊明市		北栄町		
	鳩山町		長久手市				
			東浦町				

令和4年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施予定自治体（229自治体）

北海道	釧路市	埼玉県	さいたま市	石川県	輪島市	愛知県	名古屋市の	鳥取県	倉吉市の	熊本県	熊本市
	京極町		川口市		白山市		豊橋市の		八頭町の		山鹿市の
	東川町の		行田市の		能美市の		一宮市の		湯梨浜町の		菊池市の
	斜里町の		鴻巣市の		野々市市の		半田市の		琴浦町の		天草市の
	厚真町の		北本市の		福井市の		豊川市の		出雲市の		合志市の
青森県	平内町の	千葉県	吉川市の	福井県	敦賀市の	岡山県	吉賀町の	大分県	大分市の	宮崎県	宮崎市の
	今別町の		白岡市の		鯖江市の		笠岡市の		西原村の		
	蓬田村の		川島町の		あわら市の		総社市の		御船町の		
	外ヶ浜町の		野田市の		美浜町の		新見市の		益城町の		
	西目屋村の		浦安市の		山梨市の		武豊町の		西栗倉村の		大分市の
宮城県	藤崎町の	東京都	中央区	山梨県	南アルプス市の	三重県	松阪市の	広島県	広島市の	宮崎県	宮崎市の
	大鰐町の		品川区の		長野市の		鈴鹿市の		竹原市の		九重町の
	田舎館村の		目黒区の		岡谷市の		紀宝町の		尾道市の		延岡市の
	板柳町の		大田区の		駒ヶ根市の		彦根市の		福山市の		小林市の
	仙台市の		杉並区の		飯山市の		近江八幡市の		大竹市の		高鍋町の
秋田県	涌谷町の	長野県	豊島区の	滋賀県	栗東市の	山口県	府中町の	鹿児島県	都農町の	鹿児島県	都農町の
	鹿角市の		江戸川区の		湖南市の		坂町の		門川町の		美郷町の
	大仙市の		三鷹市の		東近江市の		下関市の		高千穂町の		
	井川町の		青梅市の		豊郷町の		山口市の		鹿児島市の		鹿児島市の
	大湯村の		調布市の		亀岡市の		美祢市の		霧島市の		志布志市の
山形県	鶴岡市の	神奈川県	町田市の	京都府	長岡京市の	徳島県	小松島市の	鹿児島県	中種子町の	鹿児島県	中種子町の
	天童市の		小金井市の		精華町の		丸亀市の		大和村の		
	遊佐町の		小平市の		大阪市の		四国中央市の		宇検村の		
	いわき市の		日野市の		堺市の		愛南町の		和泊町の		
	川俣町の		国分寺市の		八尾市の		愛南町の		知名町の		
茨城県	橘葉町の	岐阜県	国立市の	大阪府	河内長野市の	高知県	本山町の	福岡県	古賀市の	福岡県	古賀市の
	土浦市の		多摩市の		熊取町の		いの町の		黒潮町の		黒潮町の
	那珂市の		相模原市の		千早赤阪村の		福岡市の		大川市の		大川市の
	小山市の		藤沢市の		明石市の		福岡市の		小郡市の		宗像市の
	那須塩原市の		小田原市の		伊丹市の		福岡市の		宗像市の		古賀市の
栃木県	さくら市の	静岡県	秦野市の	兵庫県	西脇市の	福岡県	古賀市の	福岡県	古賀市の	福岡県	古賀市の
	那須烏山市の		厚木市の		川西市の		古賀市の		古賀市の		古賀市の
	壬生町の		新潟市の		小野市の		たつの市の		たつの市の		たつの市の
	高根沢町の		三條市の		奈良市の		奈良市の		奈良市の		奈良市の
	那珂川町の		柏崎市の		桜井市の		桜井市の		桜井市の		桜井市の
群馬県	沼田市の	新潟県	見附市の	奈良県	宇陀市の	佐賀県	上峰町の	佐賀県	上峰町の	佐賀県	上峰町の
	高山村の		村上市の		田原本町の		長崎市の		長崎市の		長崎市の
	みなかみ町の		関川村の		高取町の		五島市の		五島市の		五島市の
	明和町の		高岡市の		明日香村の		西海市の		西海市の		西海市の
	千代田町の		大泉町の		王寺町の		佐々町の		佐々町の		佐々町の